

Ref Doc 2020

非公式聲明問題ニ付四月二十五日廣田
「リンドレー」會議ノ件

發電昭和九年四月二十六日

米、英、支、滿、北平、青島、南京 廣田外務大臣

福州、厦門、廣東、天津、濟南

香港、漢口

略台第四六〇號

「二十五日「リンドレー」大使來訪先ツ本國政府
ノ訓電ヲ朗讀セルカ其ノ旨左ノ通り

(一) 今尙ノ聲明ハ其ノ出所 AUTHORITYト推定
セラレ英國ノ默視スル能ハサル性質ノモノナ
リ

(二) 九ヶ國條約ハ締約各國ノ EQUALITY OF RIGHTS
ヲ規定シ居レリ英國ハ右共通ノ權利ハ之ヲ要
求セサルヲ得ス尤モ特別ノ取極例ヘハ「コン
ソルシマム」協定ノ如キニ依リ彼等ノ權利カ
制限セラレタルモノ又ハ日本ノ「MINO SPECIAL
RIGHTS」トシテ他ノ列國ニ依リ認メラレタルモノニ
關シテハ此ノ限リアラス

(三) 本件聲明ハ支那ノ保全及平和ニ對スル危險ヲ
懸念スル見地ヨリ發セラレタルモノト解セラ
レ右危險防止ハ英國ノ政策ノ目的トスル所ナ

ルカ如何ナル措置ヲ有害ナリヤニ付日本一國ノミカ判断ヲ下シ得ヘシトノ見解ナラハ英國トシテ之ニ同意スル能ハス九ヶ國條約第一條及第七條ニ依リ日本ハ其ノ安全ヲ害スト思考スル他ノ締約國ノ措置ニ付其ノ注意ヲ喚起スル權利アリ此ノ權利ハ日本ニ安全保障ヲ與フルモノナルニ鑑ミ本件聲明ハ列國ノ對支共通權利 (common rights) ヲ否認シ若シクハ日本目ヲ條約上ノ義務ヲ侵犯セントスルモノニアラサル趣旨ト思考ス

(四)

「サイモン」外相ハ議會ニ於ケル質問ニ答ヘ「本件聲明ハ列國ノ支那ニ於ケル或種ノ行動カ東洋平和若クハ日支國交乃至支那ノ保全ニ有害ナスヘシトノ不安ニ基キ發表セラレタルモノノ如キ處英國ノ政策ヨリ斯カル不安ノ生スヘキ筈無ク英國トシテハ實際右ノ如キ有害ナル措置ヲ避ケツツアリ」ト述ヘタルカ本週中又復同様ノ質疑アルヘキニ付日本政府ニ對シ最モ有好的ナル精神ヲ以テ本件聲明ニ付照會スヘシ

ニ尙同大使ハ石訓令ノ要點ハ「九ヶ國條約 (第一條及第七條) ニ依リ日本ハ東洋平和、支那保全ニ有害ナリト思考スル他ノ締約國ノ措置ニ付注意ヲ喚起ス

Ref Doc. 2020

ル權利アルニ拘ラス何故此種ノ聲明ヲ出サレタ
ルヤ(二)何カノ有害ナル措置ナリヤニ付
日本一國ノミカ判斷者タラントスルニ於テハ右
ハ九ヶ國條約ノ平等權以上ノ何モノカヲ主張セ
ラル、コト、ナルヘシト云フコトナリ但シ英國
政府ハ決シテ日本カ同條約ヲ犯シタリト云ヒテ
非ヲ鳴ラシ居ル次第ニハアラスト附言シタリ
三 仍テ本大臣ハ御申出ノ次第ハ篤ト研究ノ上必要
アラハ御返事致スヘシト前置シ且本件聲明ナル
モノカ何分正式ノ聲明ニ非サル事ヲ往電台第四
五九號「グルー」ニ對スル同様説明スルト共ニ
御質問中二三ノ點ニ付御説明ヲ乞フトシ左記應
答ヲナシタリ

(一) 先ツ本大臣ヨリ貴國政府カ東洋平和、支那係
全ニ有害ナル何等ノ措置ヲモ取ラレストノ「
サイモン」外相ノ議會ノ聲明ニ大ニ多トス然
シ乍ラ日本カ從來九ヶ國條約ヲ遵守シ來リ之
ヲ犯セルコト無ク又之ヲ犯サントスルモノニ
アラサルコトハ聯盟會議以來屢々繰返シ確言
セル所ニシテ今更他國ニ於テ疑惑ヲ抱クコト
甚タ不思義ナリ此意味ニテ貴國政府カ何故九
ヶ國條約ニ言及セラル、ヤ又石條約ノ如何ナ
ル點カ問題トナル次第ナリヤ自分トシテハ諒

Def. Doc 2020

解ニ苦シマサルヲ得スト述ヘタルニ

「リ」ハ詰リ十七日ノ聲明ニ依レハ日本ハ九ヶ國條約ニ依リ有スル列國ト共通ノ權利以上ノ權利ヲ支那ニ對シ主張セラルルモノナルカ如キ印象ヲ與フル次第ナク殊ニ列國ノ政策ノ東洋平和、支那保全ニ有害ナリヤ否ヤニ付判定權ヲ主張セラルルコトカ問題ナリト述べタルニ付本大臣ハ貴大使ノ言ハルル判定權云々ノ如キハ要スルニ策動者ノ良心カ最モ明確ナル判斷者ナリト申スヘク又九ヶ國條約ニ關シ締約國共通ノ權利以上ノ權利ハ同條約ヲ破棄セサル限り要求シ難カルヘシト答ヘタルニ「リ」ハ首肯シタリ

(二) 次ニ本大臣ハ門戶開放協會均等ノ原則ハ日本ノ尊重スルトコロニシテ列國ノ Board Trade ノ對支迫商ニハ日本トシテ何等異存ナク寧ロ日本ハ今尙支那ノ「ポイコツト」ノ爲メ列國ト均等ナル協會ヲ與ヘラレ居ラサル實情ナルニ付日本コソ列國以上均等、開放ノ原則ノ實施ヲ要求スルモノナリ又對支投資ニ付テハ借款國ノ存スルニ拘ラス支那ハ之ヲ願ミサル次第ナルカ元來目下ノ支那政情ニ鑑ミ之ニ投資スルハ「グレイ」

外相ガ管テ言ヒタル通り單ナル借金ニ終ルノ
ミナラス支那ノ爲有害ナル結果ヲ生スヘシト
思考ス（大使ハ英國ハ支那ニ對シ決シテ投資
セサルヘシト附言セリ）尙近來聯盟ヲ代表ス
ルモノトカ商賣ヲ看板ニスル連中支那ニ入り
込ミ何等カノ異國ノ下ニ類ニ策動シ居ル模様
ナル庭日本トシテハ之ヲ監視シ得サルコト當
然ナリ將又日支間ノ地理的關係ニモ顧ミ支那
ニ火災起ラハ隣家タル日本ハ遠方ノ者ヨリモ
重大ナル不安ヲ抱クコト寧ロ道理ナルニアラ
スヤト述フ

(三) 一リーハ實大臣ノ御説明ニ依リ大体ノ事情ハ
良ク了解シタリ石早速本國ニ電報スヘレト述
フ

本大臣ハ大体御申入ノ諸點ニ對シテハ御答ヲ
盡シタル如ク感セララルモ尙熟考ノ土其ノ必
要アリト認ムル點アラハ或メテ回答致スヘシ
ト内話シ置キタリ

本電宛先在英大使、在米大使、在支公使、在滿大使、北
平、天津、青島、濟南、南京、福州、厦門、廣東、香港、漢口
英ヨリ在歐各大公使及壽府ハ米ヨリ紐育、市俄古
桑港、加奈陀、玖瑪、墨及伯ヘ轉電アリ度又伯ヨ
リ在南米各公使ニ贈送アリ度

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分林君ハ外務省文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ二頁ヨリ成ル「一九三四年四月二十六日發外務大臣米田大使閣ノ會見ニ關スル廣田外務大臣ヨリ駐米・英・滿大使駐支公使・駐北京代理公使泰・青島・南京・福州・廣東・天津・濟南・香港・漢口總領事、在廈門總理領事宛電報第會一四五九號」ト題スル書類ハ日本政府（外務省）ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月十六日

於東京 林

署

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同 口 於 同 所

立 會 人 尾 戶 長 春

Def Doc # 2019 - 2020
2024 - 2025
Errata Sheet

Exh NO

正誤表

尋證側文書左ノ各號ノ「出所ニ誤スル證明書」ハ添付誤ニ付入レ替ヘヲ願マス

- 一 第二〇一九號ニ添付シアル證明書ヲ第二〇二〇號ニ
- 第二〇二〇號ニ添付シアル證明書ヲ第二〇一九號ニ
- 二 第二〇二四號ニ添付シアル證明書ヲ第二〇二五號ニ
- 第二〇二五號ニ添付シアル證明書ヲ第二〇二四號ニ添付ノコト